

クロスアポイントメント制度の運用について

平成29年4月1日
29人（通達）第9号

（総則）

第1条 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「機構」という。）におけるクロスアポイントメント制度に関する規程（28（規程）第60号）第1条に定めるクロスアポイントメント制度の運用については、この通達の定めるところによる。

（手続）

第2条 クロスアポイントメント制度を利用する場合には、機構及び他機関は、別紙を参考に、必要事項を記載した「クロスアポイントメントに関する協定書」（以下「協定書」という。）を作成しなければならない。また、協定書の締結に際し、協定の内容をクロスアポイントメント適用職員に伝えなければならない。

（共同研究）

第3条 クロスアポイントメント制度を活用した他機関との共同研究は、共同研究契約等を締結の上実施することとし、機構における共同研究規程等の定めにより行うものとする。

（利益相反マネジメント）

第4条 クロスアポイントメント適用職員は、必要に応じ利益相反マネジメント委員会の審議を受けることとする。

附 則

（施行期日）

第1条 この通達は、平成29年4月1日から施行する。

（決定の廃止）

第2条 クロスアポイントメント制度の運用について（28人（決定）第25号）は、廃止する。

< 別紙 >

クロスアポイントメント制度に関する協定書（記載例）

〇〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、〇〇〇〇〇（以下「丙」という。）が甲及び乙との間においてそれぞれ雇用契約関係を有すること（兼業によるものを除く。）について、次のとおり協定する。

（丙の身分）

第1条 丙は、次条に定める期間中、甲乙双方に在籍しているものとする。

（協定期間）

第2条 本協定の協定期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

- 2 甲乙双方又はいずれか一方から、業務の都合等により、前項の協定期間を短縮又は延長したい旨の申出があったときは、甲乙協議の上、これを変更することができるものとする。その場合、当該申出は遅くとも期間満了日の1月前までに相手方に対して行うものとする。
- 3 本協定は、前2項に定める協定期間の満了をもって終了するものとする。
- 4 次の各号のいずれかに該当するときは、甲乙協議の上、期間満了日前であっても本協定を解約することができるものとする。この場合、乙は、直接又は甲を通じてあらかじめ丙に対しその旨を通知するものとする。

（1）甲又は乙が、本協定を継続することが困難である、又は継続することが適当でない
と判断したとき

（2）本協定の解約を必要とする事情が生じたとき

（丙の職名）

第3条 丙の甲における職名は、〇〇（職名）とする。

- 2 丙の乙における職名は、〇〇（職名）とする。

（丙の所属及び就業場所）

第4条 丙は、甲において、〇〇〇〇に所属し、同〇〇〇〇に勤務するものとする。

- 2 丙は、乙において、〇〇〇〇に所属し、同〇〇〇〇に勤務するものとする。

（丙の業務内容）

第5条 丙は、甲において、〇〇（職名）として「〇〇〇〇」の業務に従事するものとする。

2 丙は、乙において、〇〇（職名）として「〇〇〇〇」の業務に従事するものとする。

（丙の業務の従事割合）

第6条 丙の甲における業務の甲乙双方の業務に占める割合は、100分の〇〇とし、乙における業務の甲乙双方の業務に占める割合は、100分の〇〇とする。

2 丙は、1勤務日においては、終日、甲又は乙いずれかの業務のみを行うものとする。

第7条 丙の甲における勤務日は、毎週〇曜日及び〇曜日とする。

2 丙の乙における勤務日は、毎週〇曜日、〇曜日及び〇曜日とする。

3 前2項の規定にかかわらず、甲又は乙が、事前に相手方及び丙にその旨を通知した上で、丙の同意を得た場合は、前2項に定める勤務日と異なる日に丙を勤務させることができる。

（給与の支給等）

第8条 丙の給与は、乙の就業規則等に定めるところにより、乙が支給するものとする。

2 甲は、別に定めるところにより、第6条に定める甲における業務の従事割合に応じた給与に相当する額の金員を乙に支払うものとする。

3 丙に係る源泉所得税等の徴収は、乙がこれを行うものとする。

（退職金）

第9条 丙の退職金は、乙の就業規則等に定めるところにより、乙が支給するものとする。

（給与以外の労働条件）

第10条 丙の甲における労働条件（前2条に定める給与等を除く。）については、別に定める場合を除き、甲の就業規則（附属の諸規程を含む。以下同じ。）を適用するものとする。

2 丙の乙における労働条件（前2条に定める給与等を除く。）については、別に定める場合を除き、乙の就業規則（附属の諸規程を含む。以下同じ。）を適用するものとする。

（社会保険等）

第11条 丙に係る健康保険、介護保険、厚生（共済）年金保険及び雇用保険等については、本協定期間中においても、乙における被保険者資格を継続するものとする。

2 前項に定める各保険の保険料事業主負担分は、原則として乙が負担するものとする。

（労働者災害補償保険）

第12条 丙に係る労働者災害補償保険については、本協定期間中、甲乙双方がこれに加入

するものとする。

(安全衛生・災害補償)

第13条 丙に係る本協定期間中における労働安全衛生法上の義務は、甲及び乙がそれぞれ個別にこれを履行するものとする。

2 前項に定める労働安全衛生法上の義務のうち、健康診断実施義務については、乙がこれを履行するものとし、丙についてこれを行ったときは、乙は、その結果を速やかに甲に報告するものとする。

3 丙の本協定期間中における業務災害及び通勤災害に係る災害補償については、労働者災害補償保険法に定めるところにより、甲及び乙がそれぞれ個別に行うものとする。

(旅費)

第14条 丙の甲への赴任及び乙への帰任に要する旅費は、甲が負担するものとする。

2 甲が丙に対して甲の業務に係る出張を命じたときは、甲の旅費規程に基づき甲が必要な旅費を丙に対して支給するものとする。

3 乙が丙に対して乙の業務に係る出張を命じたときは、乙の旅費規程に基づき乙が必要な旅費を丙に対して支給するものとする。

(福利厚生等)

第15条 丙の甲の宿舎又は甲の就業規則に定める福利・厚生施設の利用は、甲の就業規則その他において定めるところによる。また、乙の宿舎等の使用料については、丙がこれを負担するものとする。

(休職)

第16条 甲の就業規則に基づき、甲が丙を休職とするときは、原則として本協定を解約するものとする。

2 乙の就業規則に基づき、乙が丙を休職とするときは、原則として本協定を解約するものとする。

(解雇)

第17条 甲の就業規則に基づき、甲が丙を解雇するときは、原則として本協定を解約するものとする。

2 乙の就業規則に基づき、乙が丙を解雇するときは、原則として本協定を解約するものとする。

(懲戒処分)

第18条 丙の行為が、甲乙双方又はいずれか一方の就業規則に基づく懲戒事由に該当する場合は、個々の事案を勘案し、甲乙双方又はいずれか一方が懲戒処分を行うものとする。

2 前項の規定に基づき、丙を停職、諭旨解雇若しくは懲戒解雇いずれかの処分に課す場合は、原則として本協定を解約するものとする。

(服務)

第19条 丙の甲における業務に係る服務については、甲の就業規則によるものとし、乙における業務に係る服務については、乙の就業規則によるものとする。

(守秘義務)

第20条 丙は、本協定期間中に職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならないものとする。

2 甲及び乙は、本協定を通じて互いに知り得た相手方の秘密について、これを第三者に漏らしてはならないものとする。

3 前2項の規定は、本協定が終了した後も、これを適用するものとする。

(知的財産権)

第21条 丙は、業務の過程又は結果として知的財産を創作したときには、速やかに甲乙双方に書面により通知する。甲及び乙は、その帰属について相手方の同意を得なければならない。

(損害賠償)

第22条 丙が甲の業務に関連して、故意又は過失により甲に損害を与えた場合、甲は乙に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

2 丙が乙の業務に関連して、故意又は過失により乙に損害を与えた場合、乙は甲に対して、その損害の賠償を請求することができないものとする。

(その他)

第23条 本協定に定めのない事項が生じたとき又は本協定の内容に疑義若しくは変更の必要が生じたときは、速やかに甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保管するものとする。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(甲) 〇〇

〇〇

〇〇〇〇

印

(乙) 〇〇

〇〇

〇〇〇〇

印